

回 答 書

兵庫県キャッシュレス端末導入委託業務（警察部門）にかかる公募型プロポーザルについて

【質問事項】

番号	該当資料名・頁	質問事項	回答
1	募集要項 2プロポーザルの 概要(3)	「委託期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで」と記載がありますが、契約を締結するまでの期間ということでしょうか。（保守、運用サポート等の業務は令和12年2月28日までの別契約と記載があったため）	令和7年3月1日から運用開始可能となるよう同年2月28日までに初期導入業務を終えてください。保守、運用サポート等の業務は令和7年3月1日から5年間の予定です。
2	募集要項 7当選者の選考、 決定及び通知の方法(1)	プレゼンテーションの評価基準については非公開でしょうか。	公表は予定していません。 なお、募集要項別紙「応募図書の内容及び内容について」の2「(2)企画提案書の内容」に記載の項目をそれぞれ評価し、内容点を算出します。その他、価格は価格点として別途配点します。
3	募集要項 7当選者の選考、 決定及び通知の方法(1)ウ	12月下旬 審査委員会（プレゼンテーション審査）と記載がございますが、何日頃を予定されておりますでしょうか。	令和6年12月23日（月）～24日（火）を予定していますが、時間、場所等の詳細は応募者に対し別途通知します。

4	募集要項 8 契約の締結(3)	実績報告書とは当導入業務の実績報告書でしょうか。また、「会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等」とは事業者にて作成が必要なものでしょうか。	お見込みのとおりです。 提案仕様書9に記載のとおり、検査を実施することがありますので、法令を遵守して委託業務を行い、費用を適正に執行したことが確認出来る書類を5年間保存してください。また、会計検査院の検査を受検する場合があります。
5	提案仕様書 6 業務内容(1)	委託事業者との契約締結の都合により、警察本部職員とは別日程で委託事業者向けの研修を設定する場合があります、との事ですが操作研修の回数は全体で何回実施する必要がありますか。	警察本部の委託事業者が決定していないため未定です。必要が生じれば変更契約を締結して対応しますので、日程調整等の面で柔軟に対応できるよう留意してください。
6	提案仕様書 6 業務内容(1) No.1	利用者の控え、県の控えの発行が可能であること。とありますがセルフ型については県の控えが発行されませんが提案させていただくことは問題ないでしょうか。	提案は妨げませんが、条件を満たしている応募者と比較して評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。 また、企画提案書のPOSシステムの項目にセルフ型は県の控えが発行されない旨明記してください。 なお、キャッシュレス決済の加盟店控えが発行されない場合は、承認番号や伝票番号を確認する方法を、POSレシートの控えが発行されない場合は仕様書に従って納付者と決済情報をひも付けるための代替手段を企画提案書により提案してください。
7	提案仕様書 6 業務内容(1) No.2	バーコードの読取りにより該当手続きを自動で選択する機能があること。またタッチパネル等の画面上でも選択可能であること。とありますが、セルフ型については申請書に印字したバーコードを読み	原則バーコード読取りにより運用しますが、不具合が発生した場合や自動受付機に搭載するバーコードの情報更新が間に合わない場合等、不測の事態に備えて、タッチパネルからの選択も可能であれば望

		取る方法と県民自らがタッチパネルで手数料で選択する方法、2パターンのオペレーションを想定されている前提での仕様でしょうか。	ましいです。
8	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	バーコードを自動受付機で申請書に印字と記載が ございますが、自動受付機は既に設置済みという認識で問題ございませんでしょうか？	警察本部が導入、設置済みです。
9	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	自動受付機で申請書に印字されるバーコードの仕様書について事前にご明示いただくことは可能でしょうか？	仕様書に記載のとおり、少なくとも GTIN-13 (PLU) には対応してください。
10	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	納付者用のレシート、県側の控え及び決済情報に同一の番号を付与することにより、納付者と決済情報のひも付けができること。とありますがここで言う決済情報とはキャッシュレス決済の情報を指すのでしょうか。キャッシュレス決済控えとレシートに印字される番号が同一番号であることという理解でよろしいでしょうか。	<p>本項目の「決済情報」は仕様書に記載のとおり「データ」(POS データ) のことを指しています。どの納付者が何月何日何時何分にどの手数料をどの手段で何円決済したか、レシートと申請書を紐づけておくことで、POS の伝票番号をキーとして POS システム上で追えるようになることを想定しています。</p> <p>キャッシュレス決済の控えに印字される伝票番号と POS の伝票番号は同一である必要はありません。</p> <p>(参考：仕様書該当部分)「納付者用のレシートの他に県側の控えを発行し、納付者用のレシート、県側の控え及び決済情報(データ)に同一の番号(伝票番号等)を付与することにより、納付者と決済情報のひも付けができること。」</p>

11	<p>提案仕様書 6 業務内容 (1) No.6セ</p>	<p>隣り合って複数台設置する箇所・フロアには LAN 線を 1 本しか配線していない、とありますが、複数フロアのある拠点について、フロアを跨いでの配線は行っていますでしょうか。各階個別配線でしょうか。</p>	<p>各階に分岐させています。</p>
12	<p>提案仕様書 (参考) 設置場所 及び対象業務による 導入台数、型式 等の整理表</p>	<p>運転免許センターでの運用について、手数料選択画面に表示させる手数料はセルフ型、職員操作型共に共通でよろしいでしょうか。セルフ型、職員操作型それぞれの表示手数料を分ける場合は、アカウントを分けて設定する必要があるため提案費用に影響する部分となるためご回答いただきたく存じます。</p>	<p>アカウントが分かれても構いませんので、それぞれの用途にあわせて設定してください。</p>